

Q&A

No.	質問	回答
1	補助対象経費「介護助手等を募集するための経費」とあるが、介護職員を募集するための経費に充てることは可能か。	介護職員を募集するための経費には充てることはできません。あくまで介護助手等（介護助手、介護補助者、介護ソーターなど）の募集経費となります。
2	介護助手とは、どういった職員か。	介護助手とは、介護事業所等において、介護職員をサポートする職員になります。専門的な業務（身体介護等）を行う介護職員の補助やサポートを行っていると考えられるか、掃除や食事の配膳・片付け、ベッドメイキング、利用者の会話の相手、移動の付き添い、レクリエーションの実施や補助、送迎等、専門的な業務（身体介護等）以外の業務を主に行っているのか等の実態から総合的に判断されるものです。
3	補助対象経費として「研修費」とあるが、どのような研修が対象となるのか。例えば、令和6年度の介護報酬改定において、高齢者虐待防止に向けた取組として、虐待の防止のための研修を定期的に実施することが義務化されたが、この研修も対象となるのか。	基準上取り組むことが義務付けられているもので、かつ、職場環境改善とは趣旨が異なると思われますので、対象とはなりません。
4	職場環境改善経費において、職員の資格取得（社会福祉士等）の受講費補助は対象となるのか。	資質の向上やキャリアアップに向けた研修は、一般的に職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費に含まれ得るものですので、補助対象になります。
5	以下の経費は職場環境改善の対象となるか。 ・PCやスクリーン等の購入 ・研修用に使用する会議室への手すり設置費用 ・ヘルパー向け実践研修（家事援助）のためのキッチン改修費用 ・制服等の見直し ・ロボット掃除機 ・扇風機、エアコン、ハンディ送風機 ・クラウドサービスの導入、ランニングコスト等 ・介護ベッドの設置、ゴミ集積所の設置 ・職員の健康診断、福利厚生サービス ・懇親会費用 ・コーヒーメーカー	対象とはなりません。 職場環境改善のための経費は、職場環境改善全般の取組を対象とするものではなく、介護助手を募集するための経費と職場環境改善のための研修費となっております。その他の経費として想定しているものも、補助金の要件としている「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の見える化」、「業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）」又は「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組」に関する取組を実施するために要する費用に係る会議費やコンサルティング費用等を想定しております。
6	人件費の改善や職場環境改善はいつまでに行えばよいのか（いつまでの分が補助対象となるのか）？	令和8年9月30日までに行ってください。